

定款の一部変更に伴う県立広島大学の最初の学長の選考に関する規程

令和2年11月9日

法人規程第51号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人県立広島大学定款（以下「定款」という。）の一部変更（令和2年10月23日認可）附則第5項の規定に基づき、変更後の定款第11条第2項に規定する学長選考会議とみなされる理事長選考会議（以下「選考会議」という。）が行う同条第3項の規定による県立広島大学の最初の学長（以下「学長」という。）の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 学長候補者の選考は、任期開始の日の1月前までに行うものとする。

(選考の基準)

第3条 学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力及び法人の経営管理能力を有する者のうちから選考しなければならない。

(選考対象者の推薦)

第4条 学長候補者の選考の対象となる者（以下「選考対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 経営審議会又は教育研究審議会の委員（選考会議の委員を除く。以下「審議会委員」という。）から、選考会議に対して、書面により推薦された者
  - (2) 公立大学法人県立広島大学職員就業規則（平成19年法人規程第52号）第2条に規定する職員（選考会議の委員である職員を除く。以下「職員」という。）15名以上から、選考会議に対して、書面により推薦された者
- 2 前項各号の規定により推薦を行う者は、選考対象者1人に限り推薦を行うことができるものとし、自らを選考対象者として推薦できないものとする。

(選考方法)

第5条 選考会議は、前条の規定により推薦された選考対象者に対し、選考対象者となることの意味を確認するとともに、学長に就任した場合の所信の提出を求めるほか、必要な事項の確認を行う。

- 2 選考会議は、学長候補者の選考の参考とするため、審議会委員（選考対象者の推薦者となった者を除く。）に意見を求めるものとする。この場合において、審議会委員は、学長候補者の選考に関して意見があるときは、書面により提出するものとする。
- 3 選考会議は、選考対象者について、書類による審査の後、必要に応じ面接により審査し、最終的に1人を学長候補者として選考する。
- 4 選考会議は、選考の結果を、速やかに理事長又はその代理者に報告するとともに公表するものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、選考会議の議を経なければならない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学長候補者の選考に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年11月16日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。